

## 道州制等に関する各政党マニフェストの比較

(平成21年8月11日現在)

区分	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党
	政権公約2009 平成21年7月31日	manifesto'09 平成21年7月27日	政権政策マニフェスト 平成21年7月27日(8/11補強)	総選挙政策 平成21年7月28日	衆議院選挙公約2009概要版 平成21年8月10日
道州制関連	<b>道州制の導入</b>	<b>地域主権型道州制の導入</b>	<b>地域主権を確立</b>	<b>道州制導入とさらなる市町村再編に反対</b>	<b>元気でゆたかな地域</b>
国のあり方、道州制の意義等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本再生のため国のあり方を根本的に見直す</li> <li>個性豊かで活力ある圏域を創出</li> <li>都道府県を越えた広域的なエリアで地域戦略を担う道州を創出し、多極型の国土を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央集権体制を根本から変え、「地域主権型道州制」を導入</li> <li>自立可能な経済構造を創出し、日本全体に活気</li> <li>自治立法権、自治行政権、自治財政権を備えた地方政府を確立</li> <li>国の縦割り行政や地方の二重行政を解消</li> <li>地域のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※道州制の言及なし</li> <li>中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換</li> <li>中央政府は国レベルの仕事に専念</li> <li>国と地方自治体の関係を対等・協力の関係へ</li> <li>地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道州制の導入と小規模自治体切り捨てなどさらなる上からの市町村再編の押しつけに反対</li> <li>住民と自治体による地域の振興のとりくみを応援し、地方自治をまもり発展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※道州制の言及なし</li> </ul>
制度設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>国、道州、基礎自治体の3層構造</li> <li>基礎自治体のあり方は、原則として道州が判断</li> <li>国民生活に関する行政は、基礎自治体、広域的な補完は道州</li> <li>道州に道州議会を設け、道州の首長及び議会議員は直接選挙で選出</li> </ul>			
道州制移行のプロセス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣に「検討機関を設置</li> <li>道州制基本法を早期に制定し、基本法制定後6～8年を目途に導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣に「検討機関」を設置し、3年を目途に「道州制基本法」を制定</li> <li>概ね10年後から移行</li> </ul>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道特区などを一層促進</li> </ul>				

注1. H21. 8. 11現在の各政党マニフェストを基に作成(今後、修正等もあり得る)

注2. 現有議席数上位5党派を掲載

## 道州制等に関する各政党マニフェストの比較

(平成21年8月11日現在)

区分	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党
	政権公約2009 平成21年7月31日	manifesto'09 平成21年7月27日	政権政策マニフェスト 平成21年7月27日(8/11補強)	総選挙政策 平成21年7月28日	衆議院選挙公約2009概要版 平成21年8月10日
地方分権関連	地方分権のさらなる推進	地方分権をすすめ、 地域主権型道州制へ	地域主権を確立	財源保障して地方自治 の発展を	真の「地方分権」を推進
義務付け・枠付け の廃止、権限移譲 の推進等	・国と地方の役割分担や国の 関与のあり方の見直し ・法令等による義務付け・枠 付けの見直し(4076条項及び 116事務権限等)	・国と地方の役割、事務事業 の抜本的見直し、基礎自治 体への権限移譲 ・国の事務権限を大幅に地 方に移譲	・「行政刷新会議(仮称)」で 全ての事務事業を整理し、基 礎的自治体が対応可能な事 務事業の権限と財源を大幅 に移譲		・地方に権限と財源を移し、 真の「地方分権」を推進
地方税財源の充 実等	・地方税財源の充実確保の ための補助金・交付金・税源 配分の見直し	・課税自主権を拡大し、地方 交付税の財政調整機能に配 慮し、交付税の確保・補助金 の大幅縮小、税源配分の見 直しを一体的に検討 ・国と地方の税源比率を1:1 ・地方消費税の充実	・「ひもつき補助金」を廃止 し、「一括交付金」を交付 ・補助金に関わる経費と人件 費を削減 ・国直轄事業負担金制度廃 止に伴う地方交付税の減額 は行わない	・福祉や教育などの国庫負担 金・補助金の廃止・縮減に反 対 ・地方交付税の復元・増減で 財源保障・調整機能を回復・ 強化 ・地方の財源総額の確保	・消費税と地方消費税の配分 割合を1:1にするなど、税源 移譲により国と地方の税源配 分を5:5 ・削られた地方交付税を復 元・増額
国直轄事業負担 金の見直し	・直轄事業の維持管理費負 担金は平成22年度から廃止 ・直轄事業を基礎的・広域的 な事業に限定し、直轄事業 負担金制度を抜本的に見直 し	・当面、維持管理に係る直轄 事業負担金を廃止し、最終 的に廃止 ・無駄な公共事業は廃止し、 真に必要な社会資本整備を 実行 ・大型公共事業を見直し、必 要に応じ計画打ち切り	・全ての国直轄事業における 負担金制度を廃止	・国直轄事業負担金を抜本 的に見直す ・不要不急の大型公共事業 は削減・中止 ・維持管理費や職員手当な どの負担を地方に押しつける ことはやめる ・「地方消費税の充実」に反 対	・国直轄事業の地方負担金 を廃止
国の出先機関の 廃止・縮小	・国の出先機関の廃止・縮小	・国と地方の役割分担を明確 にしながら事業仕分けを行 い、出先機関の廃止・縮小を 実施	・国の出先機関を原則廃止		
国と地方の協議機 関	・国と地方の代表者が協議す る機関の設置を法制化	・国と地方の代表者等が地方 自治に関して協議を行い、地 方が権限を有する「分権会 議」(仮称)を法定	・国と地方の協議の場を法律 に基づいて設置		・政府と地方の代表者等が協 議を行う「地方行財政会議」 を法制化
その他	・新地方分権一括法案を平 成21年度中に国会へ提出	・新しい地方分権一括法を制 定 ・市町村合併を進め1000の 基礎自治体を目指す ・定住自立権構想等の推進			